

令和５年第８回本部町議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令和５年12月12日			
招 集 場 所		本部町議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和５年12月12日 午前10時00分		
		散 会	令和５年12月12日 午前11時22分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 12 名		欠 席 1 名		欠 員 1 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	欠	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	出	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃
※ 会議録署名議員					
3 番	山 川 竜		5 番	松 田 大 輔	
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	平 良 武 康		副 町 長	上 原 正 史	
教 育 長	喜 納 すえ子		産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根 章		会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	
住 民 課 長	安 里 孝 夫		企画商工観光課長	宮 城 健	
子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠		福 祉 課 長	大 城 尚 子	
建 設 課 長	渡久地 要		健康づくり推進課長	松 本 一 也	
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		農 林 水 産 課 長	平安山 良 信	
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	屋富祖 良 美		主 任 主 事	與那嶺 卓	

議 事 日 程

12月12日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	議 案 第 6 6 号	土地改良事業計画の変更承認について（議案説明）
6	議 案 第 6 7 号	本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案説明）
7	議 案 第 6 8 号	本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について（議案説明）
8	議 案 第 6 9 号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案説明）
9	議 案 第 7 0 号	本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について（議案説明）
10	議 案 第 7 1 号	工事請負契約の締結について〈田空ハーソー公園屋根施設新築工事〉（議案説明）
11	議 案 第 7 2 号	工事請負契約の締結について〈本部港（渡久地地区）浮棧橋整備工事〉（議案説明）
12	議 案 第 7 3 号	令和 5 年度本部町一般会計補正予算について（議案説明）

日程番号	議案番号	件名
13	議案第74号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
14	議案第75号	令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
15	議案第76号	本部町監査委員の選任同意について (議案説明)
16	議案第77号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

○ 議長 松川秀清 ただいまから令和5年第8回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 山川 竜議員及び5番 松田大輔議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月15日までの4日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお手元にお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

9月23日、もとぶ産青切りシークワサー旬入りフェアオープニングセレモニーを、もとぶかりゆし市場前広場で行っています。

24日、那覇市近郊在住本部町郷友会定例総会に出席しております。

10月23日から25日、岡山県奈義町県外視察研修を行っております。

29日、東村村制施行100周年記念式典及び祝賀会に参加しております。

11月2日、令和5年度北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名城大学との懇談会及び懇親会に参加しております。

5日、第48回本部町老人スポーツ大会、本部町運動公園に参加しています。

11日、みい青年会議所設立50周年記念事業・本部交流大懇親会を、ホテルマハイナにて行っております。

12日、第35回本部町健康とふれあいの福祉まつりオープニングセレモニー、もとぶ文化交流センターで行っております。

15日、令和5年度冬季本部町老人グラウンドゴルフ大会、本部町運動公園。

18日、第39回もとぶ展のオープニングセレモニー、もとぶ文化交流センター。

28日から12月1日まで、北部市町村議会議長会第67回町村議会議長全国大会及び研修会に参加しております。

以上であります。議長の説明は終了しました。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定によって、例月現金出納検査の結果報告書をお手元にお配りしているとおりであります。朗読を省略します。

これで議長の諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。令和5年9月1日より10月31日までの私の行政報告をいたします。主な事項のみをご説明いたします。

9月6日ですけれども、もとぶ産シークワサー果汁の初しぼり式に参加いたしまして、農家の皆さんを激励しております。関係機関である商工会、観光協会含めて初しぼり式をみんなで盛り上げました。ちなみに11月30日までに今年の操業は終わっておりますけれども、500トン余りのシークワサーを搾汁しております。台風6号もありましたけれども、とてもいい成績だと思っております。生産農家がつくったものを地元の工場で搾汁をいたしまして、加工いたしまして、そして那覇空港でも本部産のシークワサーが店頭で販売されております。まさしく地域産業、地場産業のいわゆる自立産業を構築していくためのモデル的なケースではないだろうかというようなことで自負しているところでございます。

次に24日ですけれども、那覇近郊の在住の郷友会の定例総会に私も参加いたしました。議長、副議長含めて地域の皆さん、那覇の郷友会の皆さんと久しぶりですけれども、コロナでなかなか総会もできていなかったですけれども、今回総会に参加をして交友を図っております。ちなみに前渡久地会長が退任いたしまして、新しく伊野波会長、伊豆味の出身ですけれども、会長も変わりました。また心機一転、郷友会を盛り上げていくというようなそういうことを聞いております。今回は特に郷友会のほうにも、ふるさと納税の協力も目下依頼しているところであります。これからは郷友会の皆さんと積極的に地域づくりのために一緒になって関わりを持続的に展開していきたいと、このように思っております。

28日ですけれども、本部ホテル連絡協議会という会議の中で、ホテル協議会の皆さんを激励し、そして観光に関しての情報交換をというようなことでやっております。町内の主な大型ホテル5者でもってホテル協議会を組織して、情報交換を行っておりますのでご報告いたします。

29日ですけれども、渡久地行政区の豊年祭、本町としても心豊かなわがまちづくり推進事業でもって、50万円の財政的な支援もしながら、そして職員も20数名の皆さんが支援しているというようなことでございます。渡久地区の区長を中心として、集落全体で伝統行事を盛り上げたことに対しまして感謝を申し上げたいし、またすばらしい行事でありますので、今後も引き続き行事を次の世代に継続的に展開できればと、このように考えているところであります。

10月1日ですけれども、崎本部行政区の豊年祭、そして7日には伊豆味の行政区の豊年祭がございましたけれども、全ての演目について私も堪能させていただきました。とてもすばらしい豊年祭だったというふうに思っております。

10月10日ですけれども、観光周遊バスのテロ対策訓練をやっております。周遊バスにテロ集団が乗り込んで、毒ガスがまかれてというようなことを想定して、県警本部のほうからも来て、そしてその対応についての訓練でございましたけれども、そのような訓練も必要な時期に入ったのかと思っております。今後もそのような訓練を続けていきたいと思っております。

18日ですけれども、経済と暮らしを支える港づくり全国大会というのがありまして、沖縄県の港湾協会を代表いたしまして、当大会に参加いたしまして県出身の国会議員の皆さんとのいわゆ

る港づくりに対する予算要請を含めた意見交換などに参加をしております。なお、内閣府及び国土交通省にも足を運び、そして本部港の整備についても要請をやったところでございます。

3 ページですけれども、10月27日ですけれども、みなとオアシス全国協議会というのがございまして、全国の港のある市町村でもってみなとオアシス全国協議会を組織しておりますけれども、静岡県沼津市のほうでその会議があつて、全国の皆さんと港づくり、いわゆる港のにぎわいづくりに対する情報交換をやっております。

それから11月1日ですけれども、沖縄電力のほうへ停電時の優先復旧についての要請をしております。特に本町にあつては中山間も多いし、かつ何よりもホテルが多いですので、ホテル等の停電が続くと観光産業にも影響するというようなことで、その復旧についての対応について、強く要請・要望をしております。そして沖縄電力としては、今後特に中山間部の停電しやすい箇所を事前にチェックをいたしまして、事前対応もまたやるということになっておりますので、今後も引き続き情報交換もしながら、そして電力サイトへの要望・要請をしていきたいと考えております。

11月9日ですけれども、リゾテックエキスポ2023というのがありまして、沖縄市のアリーナでありましたけれども、DX関係の先端事業社が集まつの展示会ですけれども、本町のほうからも職員を含めて12名の皆さんが、そこを視察研修しております。今後ともこのようなDX関係の集まりがありましたら、職員を含めて研修見分を深めていきたいとこのように考えております。

15日ですけれども、全国の町村大会が東京のほうでございました。大会後の翌日ですけれども、北部市町村会の首長全員でもって、自見沖縄担当大臣、それから県選出の国会議員全員にお会いいたしまして、北部振興策のお礼、継続要請をしております。

それから18日ですけれども、沖縄国際洋蘭博覧会オープニングセレモニーと、それから表彰式に参加しております。国内外7か国から台湾、タイ、シンガポール、マレーシアなど国内外から鉢物で2,400鉢、そしてあと花の飾りつけで1万2,000株の花が飾られております。国内最大級の洋蘭博覧会ということで、総理大臣賞まで受賞できるような大きなすばらしい洋蘭博覧会でした。ちなみに本町からも12点の出品がございました。蘭をつくっている皆さんが12点、2名が出品しているというようなことをご報告を申し上げます。

それから最後になりますけれども、28日ですけれども、北部市町村会の首長全体で岩手県の紫波町というところでございますけれども、岩手県の中間部にあたりますけれども、人口3万人規模の町ですけれども、地方創生のモデル地域というようなことで視察に行ってきております。特に公有地を活用しながら官民連携、公民連携、民間指導型で、民間に指導していただきながら、官のほうはバックアップしていくというような新しい手法を使った地方創生といったようなことで、全国にもモデル事例として有名な地域ですけれども、そこを視察に行ってきております。本町においても、今後公有地を使いながら、公民連携いわゆるPPP／PFIといったようなことで、今後事業展開を具体的に展開していきたいと、視察研修の効果をしっかりと政策の中で生かしていきたいとこのように考えている次第でございます。

以上、行政報告といたします。

○ **議長 松川秀清** これで町長の行政報告を終わります。

日程第５．議案第66号 土地改良事業計画の変更承認ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和５年第８回本部町議会定例会におきまして、12件の議案を提案してございます。その内訳は、土地改良事業計画の変更承認議案が１件、条例の一部改正及び制定議案が５件、工事請負契約に関する議案が２件、令和５年度補正予算議案が３件、人事に関する選任同意議案が１件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長ほか、担当統括監及び担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号 土地改良事業計画の変更承認ついて。平成30年第６回本部町議会（定例会）で議案第45号をもって議決された土地改良事業の、団体営ため池等整備事業（伊豆味地区）を別添計画変更のとおり施行したいので、議会の議決を求める。令和５年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、土地改良法第96条の３第１項の規定により、土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、または当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。資料として周辺環境位置図、めぐりまして全体計画平面図、まためぐりまして計画変更の概要を添付しております。計画の変更につきましては、資料の３ページの概要にてご説明いたします。当該地区は、令和３年度までに100メートルの排水路整備を実施しております。計画変更は伊豆味区古嘉津宇地区において、当初363メートルの排水整備を計画しておりましたが、工事に際し防風林を伐採することによる風害が発生することが懸念されることから、受益農家の要望等を考慮し、整備延長を減じ整備延長を185メートルと約185メートルとしたいと考えております。なお、事業費の変更はございません。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第６．議案第67号 本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第67号 本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和５年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由でございますが、一般廃棄物処理手数料として、これはごみ袋なんですけれども、本町が指定しているごみ袋が今、3種類あります。ごみ袋の大（90リットル）と中（45リットル）、小（30リットル）の3区分に分かれておりますが、それを新たに特小という形で20リットルのごみ袋を増やすことにより、住民のニーズに対応し、家庭ごみの溜め置きを防ぎ、生活環境の改善及び住民サービスの向上を図ることができる。これがこの議案を提出する理由であります。

次のページを開けてください。条例の改正内容となっておりますが、説明につきましては、次のページの新旧対照表のほうで行いたいと思います。

ごみ袋に関しては、これまで環境美化センターのほうでもえるごみの処理をしているんですけれども、その施設にあっては本部町と今帰仁村、両町村で運営をしているところであります。そのごみ袋にあたりましては、本部町のほうから今帰仁村のほうから「ごみ袋の少し小さいサイズもつくってくれないか」という要望がありまして、両町村で検討した結果、新たに設置することになっております。新旧対照表の別表1のほうをご覧ください。右のほうが現行の3種類の表となっております。左のほうの一番下のほうに特小（20リットル）17円を付け加えまして改正するということになっております。以上説明とします。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第7．議案第68号 本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第68号 本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。本部町葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由ですが、近年、町外からの火葬予約が増えている状況であります。施設の老朽化や火葬件数の増加に伴い、修繕等による維持管理及び物価高騰の影響による運用費が増加しているため、葬斎場使用料を改める必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

次のページお開けください。条例の条文となっておりますが、説明につきましては、次の新旧対照表のほうで説明したいと思います。下の表の右のほうが現行でございます。その左側が改正案なんです、その改正案の中の下線部分が今回改正になる部分でございます。

まず小人（12歳未満の方）1体につき、町外に住所を有する者については1万円を値上げして3万円となっております。下の大人につきましては、3万円のところを5万円。そして新たに付け加えているのがございます。部分火葬1体につき、これまでは明記はありませんでしたけれども、明記しまして、町内の方が5,000円、町外の方が1万円という形になります。この部分火葬というのは、例えば病気などによって手を切断したとか、足を切断したとかという方の火葬を行うものであります。これまで明記されておりましたので、そこを追加して明記しておりま

す。あとホール使用料につきましても、ホール1回につき、町外の方のホール使用料を1万5,000円に対して2万円。祭壇の手数料を1万円から5,000円にしてあります。それと下のほうに、特殊使用料というものを付け加えております。これにつきましては、一部集落なんですけれども、例えば、亡くなった方がいた場合、病院で亡くなりました。その時に部落に亡きからは入れないという風習の地域があります。そういった方々については、これまでこの葬斎場の控室のほうを利用してもらって、この遺体の控室として使用されておりました。これが近年、その風習的なことだけではなくて、移住者などが多くなってきている状況で、アパートなどでそういった遺体安置が難しいとか、そういった利用者が増えております。そのためにそれとあわせてそこを利用してお通夜などもされている現状があります。そういったこともありましたので、その部分につきましても、明確化してちゃんと利用しやすい環境をつくろうということで今回、改めて使用料という形で明記してあります。以上が説明となります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8．議案第69号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第69号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するためこの条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

1ページを開けてください。その条例の条文となっております。内容については、子育て支援の拡充を目的とした改正でございます。開けまして7ページのほう、概要について説明したいと思います。議案第69号の参考資料②の部分で説明したいと思います。本町におきましても、子ども子育て基金に活用して、子育て世帯の様々な支援を行っているところでありますが、今回の国民健康保険税の軽減におきましても、国による支援の一環となっております。まず1．産前産後の出産被保険者に係る国民健康保険税均等割軽減額、単胎妊娠軽減月、単胎と申しますと、普通の妊娠です。第1子お1人の1児を妊娠した場合のことです。出産予定日の属する月の前月から出産予定日の翌々月までの期間、4か月を軽減するということになっております。多胎妊娠軽減月、多胎とは双子以上の子どもを妊娠した場合、出産予定日の属する月の3か月前から出産予定日の翌々月までの期間、6か月においての軽減となっております。

下の表につきましては、減免対象の期間のイメージ図です。おのおの4か月と6か月の軽減が受けられるということになっております。軽減後の合計額なんですけれども、例えばどれぐらい

の軽減になるかという試算なんですけれども、例えば一般世帯、要は税の軽減がない方々です。保険税年額 2 万 4,000 円ございます。それを単胎の妊娠でありますと 1 万 6,000 円が軽減後の金額になります。右側に移りますと多胎の方でありますと 1 万 2,000 円、半額になると、半分ぐらいになるという形になっております。それ以降、2 割軽減、5 割軽減、7 割軽減の方々の軽減後の均等割の税額となっております。

大きな 2. 産前産後の出産被保険者に係る国民健康保険税所得割軽減額でございます。所得割の軽減についても、均等割同様、4 か月、6 か月の所得割の軽減がございます。例えば、例で言うと所得割が年額 1 万 2,000 円の場合ですと、金額は単胎で 8,000 円になりますと。多胎妊娠で 6,000 円になりますということであります。

3 番目に、町民への影響額なんですけれども、この改正に伴ってこれは影響額、見込み額なんですけれども、全体では均等割の対象者が 17 名、均等割額でいうと 6 万 9,600 円、これ合計額になります。所得割の対象が 5 名となります。その影響額が 3 万 7,100 円、全体で均等割と所得割の合計が 10 万 6,700 円という形になっております。

4 番目の財源につきましては、基盤安定負担金と同様、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 となっております。以上説明とします。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第 9. 議案第 70 号 本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第 70 号をご説明いたします。

議案第 70 号 本部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。本部町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。令和 5 年 12 月 12 日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するため、本部町下水道事業の設置等に関する条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお開き願います。本条例の内容となっております。主な項目を説明いたします。第 2 条、法の財務規定等の適用。地方公営企業法第 2 条、第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

次のページをお願いいたします。附則、施行期日、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。下段のほうにいきまして、本部町公共下水道特別会計条例は廃止するものとなっております。

次のページ、3 ページ目になります。参考資料のほうをお開きください。地方公営企業法の適用についての背景等を説明いたします。1. 背景、下水道事業におきましては、全国的に人口減少に伴う料金収入の減少及び老朽化した施設や設備の改築更新費用の増大といった厳しい経営環境になることが予想されております。これらの問題に対応するために、資産を含めた経営状況の

把握が可能な公営企業会計を適用し、経営基盤の強化を図っていく必要があると、平成31年1月25日付総務大臣通知等にて要請がなされました。この通知を踏まえまして、本部町公共下水道事業においても経営基盤の強化や安定的な住民サービスを提供していくことを目的に、公営企業会計に移行していく必要がございます。なお既に3万人以上の市町村におきましては、令和元年度までに移行を終えております。本町を含む3万人以下の市町村においても、令和6年4月1日までに移行をしなければならない通知の内容となっております。

2. 地方公営企業法を適用する意義でございます。企業会計方式では収支の全体を長期的な資金循環を目指す資本取引と、毎年度の経営収支を把握する損益取引に区分して整理しております。このため経営状況を的確に判断することができ、その分析を通じて将来の経営計画を立てて的確に策定しやすいものとなります。

3. 全部適用と財務適用の比較という表しをしております。今回、地方公営企業法の全部を適用するか、または財務を適用するのか選択が可能となっております。本町は右枠で囲んでおります財務適用（一部適用）を選択しております。適用される規則は、法のうち会計に関する規定のみとなります。また会計方式は、一般会計と異なる企業会計方式により行われるものとなります。組織体制、原則として、全部適用では管理者の設置が行われることとなりますが、財務適用のみの場合は、管理者は首長が行うものとなります。職員の身分、これまでどおり、一般会計部門職員と同様、地方公務員法の適用を受けます。

4. その他でございますが、令和5年度までは公営企業適用に要する費用について、地方債を充当した場合には、その元利償還金の一部についても、地方交付税の措置がございました。またさらに適用後3年間は、会計処理等に要する経費も同様の措置を受けることができるものとなっております。また今後は、下水道事業においては令和6年度より予算や決算が公営企業会計に基づいているかどうか、社会資本整備交付金の交付要件となっており、移行していない場合にはこの交付金を受けることができないものとなります。

以上、議案第70号の説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第71号 工事請負契約の締結について〈田空ハーソー公園屋根施設新築工事〉を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 議案第71号について、ご説明いたします。

工事請負契約の締結について。田空ハーソー公園屋根施設新築工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、田空ハーソー公園屋根施設新築工事。2 契約の相手、本部町字伊野波303番地1、（有）比嘉建設工業・（有）仲建工業特定建設工事共同企業体。代表者（有）比嘉建設工業、代表取締役 比嘉みどり。3 契約金額、2億4,090万円。4 契約の方法、指名競争入

札。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。請負契約の概要となっております。1. 工期100日間。2. 指名業者（有）比嘉建設工業・（有）仲建工業 特定建設工事共同企業体から、（有）全勝組・（有）丸崎建設 特定建設工事共同企業体までの5社となっております。3. 工事概要、膜構造平屋建、面積752.50平方メートルとなっております。工種につきましては、共通仮設工事一式から既存部分取り壊し工事一式までとなっております。

次のページをお開きください。次のページは入札結果報告書となっております。皆さんお目通しください。

次のページをお開きください。A3サイズの配置図となっております。ご覧ください。国道505号からハーソー公園の施設に入りまして、駐車場の南側にその屋根施設を整備する計画となっております。

次のページをお開きください。これが1階の平面図となっております。横の幅が35メートル、縦の幅が21.5メートルとなっております。

次のページをお開きください。横から見た立面図となっております。三角の屋根の形をした構造となっております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第72号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 議案第72号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結について。本部港（渡久地地区）浮棧橋整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、本部港（渡久地地区）浮棧橋整備工事。2 契約の相手、本部町字山川1432番地、本部造園（株）・（有）良三組 特定建設工事共同企業体。代表者 本部造園（株）代表取締役 喜納政竹。3 契約金額、4億5,210万円。4 契約の方法、指名競争入札。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。請負契約の概要となっております。1 工期100日間。2 指名業者、（有）良和組・沖建（資）特定建設工事共同企業体から本部造園（株）・（有）良三組 特定建設工事共同企業体までの6社となっております。3 工事概要につきましては、主棧橋（3基）、3つのタイプがあります。補助棧橋（8基）を整備するものとなっております。浮棧橋本体工一式から、付帯施設工までの工事となっております。

次のページをお開きください。次のページは入札結果報告書となっております。後でお目通しください。

次のページ、A3サイズの図面をご覧ください。これが全体の平面図となっております。渡久地港の北岸です。製氷荷捌き施設がある部分に浮栈橋を整備します。護岸側に主栈橋と呼ばれるものを整備します。その主栈橋に補助栈橋という細長い部分の栈橋が8本つく形となっております。

次のページをご覧ください。全体図となっておりますが、護岸側の上のほうにTYPE:A、TYPE:B、TYPE:Cとありますが、これが主栈橋と呼ばれる鉄筋コンクリート造の栈橋となります。この栈橋が護岸に接続され、それに補助栈橋が8本ついて、それぞれ両端に船が停泊できるようになっております。浮栈橋はステンレス製でつくられております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第73号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 議案第73号を説明いたします。

令和5年度本部町一般会計補正予算について。令和5年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和5年度本部町一般会計補正予算（第6号）でございます。令和5年度本部町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ5億5,788万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億3,482万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

今回の補正は約5億5,000万円の増額の補正となっております。次の次の3ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正でございます。追加でございます。本部町町営市場耐力度調査業務。期間が、本年から令和6年まででございます。523万円の限度額で債務負担を行うということで計上しております。こちらは渡久地にあります町営市場の建物の調査費用となっております。老朽化が見られることから、建物の現状を把握する必要があります。本年から来年度にかけて耐力度調査を実施するために、その予算を計上しております。来年の年明け1月に事務手続に入りまして、約6か月を見込んでおりますので、年度明けまして6月にその調査結果が出る予定となっております。債務負担は、以上1件でございます。

事項別明細書にて、それぞれの項目を説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。その前に本日、資料でA3、3枚の資料を配付しております。こちら主な事業を抜粋して資料を提出してございますので、参考にさせていただけたらと思います。それからさらに私のほう

で抜粋しまして、口頭のほうで今から主な事業を説明いたします。9ページの一番下段をお願いします。基金費、積立金でございます。製氷荷捌き施設維持管理基金積立金209万3,000円の減額でございます。こちらは本部漁業協同組合が指定管理を受けております荷捌き製氷施設でございます。旧まーすやーの前の施設でございます。令和4年度の決算において、運営費が赤字になったことから、当初予定しておりました積立額を全額、今回減額しております。よって今年度は積立額がゼロになるものでございます。補正減をしております。

続きまして14ページ、15ページをお願いします。民生費でございます。15ページの上から4段目、価格高騰重点支援給付金事業（7万円給付事業）1億9,601万8,000円、こちらは食料費等の価格高騰が続いておりまして、その影響が特に大きい住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり7万円を給付する事業でございます、全国一斉に支給が開始されるものでございます。よって国庫10分の10事業となっております。

続きまして20ページ、21ページ、同じく民生費の児童福祉費でございます。21ページの上から3段目、法人保育園負担金1,681万2,000円、こちらは3歳児未満の入園が延べ160名増えました。その入園児が増加したことにより負担金も増加いたしますので、そちらは国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で、入園児童が増えた分、今回増加しております。

同じページの下から8段目、新規事業でございます。子育て支援特別商品券事業3,992万6,000円、こちらは物価高騰への支援としまして、18歳未満の児童1人当たりに対しまして1万5,000円の本部町商品券を配付しまして、子育て世帯の家計への支援を行うものでございます。新規です。こちらはコロナ交付金10分の10を活用しての事業でございます。

続きまして26、27ページ、農林水産業費でございます。27ページの上から6段目、大嘉陽農用水水利組合補助金101万5,000円、その下のもとぶ備瀬農業生産組合補助金9万4,000円、両組合がそれぞれ管理しています農業用水の配水管でございますが、それが破損をしたため、その修繕費の2分の1を補助するものでございます。こちらは全単費となっております。

次の28、29ページをお願いします。商工費、29ページの上から4段目でございますが、本部町観光危機管理計画策定業務983万円の減額でございます。こちらは昨年度も実施しておりますが、今年度も一括交付金を活用しまして、計画策定を行う予定をしておりました。しかし、観光庁にこの計画策定に充てられる補助事業があるため、一括交付金の活用ができなくなりました。よって全額補正減をしております。令和6年度に再度、計画策定に向けて観光庁の補助があれば観光庁、なければまた一括交付金ということで、令和6年度に再度計画策定に向けて取り組む予定としております。

30ページ、31ページ土木費でございます。31ページの上から3段目、町道中央線等維持工事422万4,000円。こちらは町道の中央線が消えかかっている箇所がございますので、線を引き直す工事費を計上しております。対象路線は伊豆味平安名線、山里北里線、謝花通学路線の3路線を予定しております。

次の32、33ページをお願いいたします。公共下水道事業費でございますが、33ページの一番下

段、公共下水道特別会計繰出金、こちらは先ほど上下水道課長から議案第70号をもって、特別会計が廃止になりまして、公営企業会計のほうに移るというものに関連する予算でございますが、2,195万4,000円の繰出金を計上しております。令和6年4月1日に、公共下水道特別会計が地方公営企業会計へ移行することから、令和6年3月31日をもって打ち切り決算になります。要は例年でございます4月、5月の出納整理期間が適応できなくなります。それにより令和6年2月から3月分の使用料は、次年度予算になることになります。約2か月分の使用料が入ってこないことから、一般会計からその分を繰出しまして補填をするものでございます。補填することによって、赤字決算を回避できると。一方、次年度は14か月分の使用料収入がありますので、一般会計にその分を逆に繰り入れるということになりますので、翌年度にまた返してもらうという形を会計上とるものでございます。

続きまして34、35ページ、土木費の住宅費でございますが、35ページの一番上段、瀬底第3団地新築事業1,809万7,000円、こちらは説明の中で増減がありますけれども、主に太陽光の発電設備を整備することに伴う工事費の増額2,403万9,000円が主な要因でございます。瀬底第3団地に太陽光発電設備を整備する事業費を追加しております。

続きまして38、39ページの教育費をお願いいたします。39ページの上から4段目、子ども県外・県内派遣費補助事業90万円、こちらは本部中学校のサッカー部が長崎での大会に派遣されることが決まりました。そのことによりまして、関係派遣費用を補助金として計上しております。

次の40、41ページの一番下段、本部小学校体育館網戸設置工事費139万1,000円、こちら本部小学校の体育館内に鳥が進入しまして、ふんにより授業等に支障を来しております。よって進入を防ぐ網戸の設置工事を行う事業でございます。こちらは単費で行います。関連しまして、43ページをお願いいたします。上から7段目に、本部中学校体育館網戸設置工事費75万1,000円、こちらは先ほどの本部小学校の説明と同様、鳥が進入することで授業、あるいは部活に支障を来しておりますので、その進入防止として工事を行うものでございます。同じページの一番下段でございますが、本部中学校75周年記念事業補助金30万円、こちらは株式会社沖縄ローンセンター様から30万円の寄附をいただきました。寄附者の意向によりまして、本部中学校75周年の記念事業に全額補助をするものでございます。75周年の期成会側は、マイクロバスを購入しておりますので、そのマイクロバスの車庫の費用に充てるということを聞いております。

続きまして50、51ページをお願いいたします。災害復旧費でございます。51ページの説明のほうに2番クカルビ農道、3番水の又幹線、4番大根作農道等の災害復旧事業費を計上しております。台風6号で被害が出ました3つの農道についてでございますが、それぞれ災害査定が終わりましたので、事業費が確定しました。よって工事費を計上しております。こちらは国庫10分の8の事業となっております。同じく関連しまして、次の53ページ、先ほどは農道でございましたが、53ページは町道に係る分でございます。町道大嵐線の災害復旧工事事業、こちら台風6号関連で災害査定を終えたことから、事業費が確定しております。3,771万5,000円の増額でございます。こちら国庫10分の8の事業となっております。

以上、歳出の説明を終わります。歳入に関しましては、先ほど国庫の充当等の分を計上しているところがございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第74号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第74号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

1 ページをめくってください。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,160万3,000円とする。2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和5年12月12日、本部町長 平良武康。

1 ページをお開きください。1 ページの歳入歳出予算補正の第1表のほうで、内容については説明したいと思います。3枚目をめくります。事項別明細書の次の1 ページです。まず歳出のほうから説明したいと思います。歳出のほうの補正額の部分、90万5,000円については、次期国保連合会の総合システムの端末機の委託料が、これで6台整備しましたけれども、最終的には90万5,000円の減額で整備できましたので、補正減とさせていただきます。

2 款の保険給付費の4 項出産育児諸費なんですけど、当初予算これはその出産育児諸費というのは、出産育児一時金のことでございます。この出産育児一時金につきましては、改正がございまして、昨年まで42万円の育児金の支給をしておりましたが、改正に伴い50万円となっております。その差額分と当初予算で計上していた育児金につきましては、10人の子の出産の予定をしておりました。それが経過を見ますと年間18名ほどになりそうなので、今回あわせてその補正となっております。464万円を補正してございます。

あと9 款諸支出金なんですけれども、1 項の償還金及び還付加算金がございまして、これにつきましては、令和4 年度の精算に伴う償還金でございまして、

そして11 款の予備費につきましては、795万6,000円の減額としております。そしてその795万6,000円の減額につきましては、歳入が歳入不足となっておりますので、その部分で減額する形となっております。

歳入の部分、上の段ですけれども、国庫支出金で7 万9,000円、県支出金これにつきましては、マイナスの153万8,000円、内容については保険者努力支援分の決定額に伴う減額でございまして、10 款の繰入金につきましては、先ほど説明した出産育児一時金の増加などに伴う繰入金となって

おります。あわせて歳入歳出の合計が73万円となっております。以上、説明とします。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第75号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第75号を説明いたします。

議案第75号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開き願います。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の2ページ、3ページにて説明いたします。先に冒頭に、議案第75号を参考資料といたしまして、打ち切り決算の資料を4番でお配りしております。ご参考にしてください。本町の下水道事業に、公営企業法に規定する財務規定等を適用するために、今議会におきまして、議案第75号として本部町下水道事業の設置に関する条例についてを提案しております。法の適用に当たりましては、適用日、令和6年4月1日を予定しておりますが、前日令和6年3月31日に従前の特別会計を終了させまして、決算を打ち切る必要が出てきております。打ち切り決算に当たりましては、先ほど議案第73号で、住民生活総括監からも説明がございましたが、従来の出納整理期間令和6年4月1日から令和6年5月31日までの2か月間で入金が予定されます下水道使用料の令和6年2月分、3月分の収入は、決算に取り込むことができないものとなっております。このまま決算処理を行いますと収入不足により赤字決算となってしまいますことから、4月以降に入金が予定される下水道使用料2,195万4,000円を一般会計から一時補填をして、赤字決算にならないように調整するものが打ち切り決算に伴う調整となっております。以上、議案第75号の説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第76号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第76号 本部町監査委員の選任同意について。本部町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所：沖縄県国頭郡本部町字健堅在住、氏名：城間照夫、生年月日：昭和23年生。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和6年2月23日をもって、本部町監査委員が任期満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第77号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 議案第77号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年12月12日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、改正戸籍法の一部が令和6年3月1日に施行され、戸籍証明書等交付事務に新たな事務が追加されることに伴い、当該事務に係る手数料を新設する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次のページから、改正する条例となっております。改正内容につきましては、最後の12ページの図で説明させていただきます。今回の法改正により、戸籍の広域交付が開始されるという内容となっております。上左の図の四角い欄、現状と書かれた図をご覧ください。例示されている方は、C村で生まれ本籍を置き、婚姻によりB町へ籍を移し、そこから転籍によりA市へ行き、そこが現在の本籍地となっております。出生からの証明を発行するに当たり、これまではそれぞれの市町村で戸籍、あるいは除籍の請求をしなければなりませんでした。今度変わるという内容なんですけれども、右図改正後をご覧ください。法改正により令和6年3月から、最寄りの役所から本人の戸籍謄本や除籍の交付が可能となるものです。その下の図ですが、パスポート等の添付書類に戸籍の添付が必要となっておりますが、オンラインや役場窓口で請求するとパスワードが与えられます。そのパスワードを当該行政機関に提出することで、職員が端末で確認するという手順となっており、添付書類として戸籍謄本かパスワードかを選択できる仕組みとなっております。以上の内容が法改正となっております。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時22分）